



改悪商法粉碎 国民総決起大会に

結集しよう!!

商法改悪
阻止号

昨年の通常国会への上程を阻止した商法改悪案は、三たび、その鎌首を持ちあげてきた。

新聞報道によれば、法務省は四月に国会上程することを目途としているとのことである。

この時にあたり、日本税理士会連合会は、われわれの要望や日税連商対委員会の要請により、下記のような「改悪商法粉碎国民総決起大会」を開催することを、一月二十六日の正副会長会において決定した。

会員諸兄姉よ、中小企業擁護のために、税理士制度発展を阻害する改悪商法を粉碎するため、二月十一日、砂防会館に結集し、日税連の改悪商法粉碎運動を強力に支援しよう。

日本税理士会連合会・日本税理士政治連盟・中政連・同友会・共催

改悪商法粉碎国民総決起大会

日 時 昭和 48 年 2 月 21 日 (水)

午後 1 時 ~ 5 時

場 所 砂 防 会 館 木 一 ル

東京都千代田区平河町2-7-5

TEL 03 (261) 8386

(地下鉄・赤坂見附駅下車)

国会 上程を

阻止せよ！

会長 寺 沢 隼 人

再三再四にわたる日税連、中小企業団体等の反対にもかかわらず商法改悪案は、今国会に上程必至となってきた。

現在までの状態では、すでに決定をみている監査制度の全面改正と、緊急要望事項にもとづく五項目を合せて商法の一部を改正する法律案要綱と、更に去る十二月六日法制審議会商法部会に於いて決定をみた海商法関係の改正を同時に行いたい模様であり、こうした背景には連結財務諸表導入への経団連の根強い動きがあるようだ。われわれは、どのようなかたちで改正案が提出されようと、商事基本法の体系にたつかえ、改悪は改悪として、断固阻止していかねばならない。われわれは、今一度、商法改悪の本質を明らかにし、剣が峰に立った商法改悪問題に最後のトドメをさそう。

一、商法改正は粉飾決算防止の機能を果していない

(イ)、商法監査は監査基準を甘くして、粉飾を合法化しようとしている。

(ロ)、商法改正は粉飾当事者の取締役の責任を明らかにしていない。この点からみても、商法の改正は、実質的な粉飾決算防止を目的とせず、単に、形式的な粉飾決算防止の名目だけがねらいであることは明らかである。

二、商法改正は、取締役会の権限を不当に拡張して

いる

一般に、企業が大規模化するほど、その社会的責任は重大でありその権限の集中は、一般株主は勿論、一般市民からの監視、牽制をさえ受けるべきだといわれている現代にあるのに、今回の改正のように、一方的に取締役の権限を強化することは時代の要請に逆行する非民主的な改正といわなければならぬ。

三、商法改正案は、大企業優先、中小企業の負担過重をますます激しくする

(イ)、商事基本法の二分化は、大小の差別を強めるとぐちとなる。(ロ)、親会社、子会社の規定は、大企業の小企業支配を強化する。

四、公認会計士監査の導入は、税理士の職域を侵しまた、税理士制度を崩壊へ導く

(イ)、公認会計士の失格条項が明らかでないばかりか、証取法適用会社以外は、一人の公認会計士が同一の被監査会社について監査業務と税理士業務を同時に締結できる。(ロ)、従って、欠格条項が明らかでないことは「監査」と代理の混乱を産み、「代理制度」を崩壊に導く。

五、公認会計士の制度的欠陥は監査の実効を阻害している

六、複式簿記による商業帖簿作成義務を一般化する

ことは、問題である

膨大な税収をもたらすものとして準備されている「付加価値税」は、悪名高い大衆収奪の税制であるが、これは納税者の記帳を前提とする税制であり、これを思い合わせると付加価値税導入のための重大な伏線としてくみとることができる。

七、連結財務諸表導入のための商法改正は、連結申告納税制度を前提としたものといわなければならない

以上みてきた如く、商法の改悪は、歴然であり、断固阻止のため青税連は総力を決起大会に結集しこれに続く国会陳情活動等に積極的に参加しよう。

粉飾追放と無縁の

商法改正

商対委員長 平 山 玲 呈

法務省は、監査役の権限を強化することが、企業内における紛飾決算を防止する唯一最大の方法であるといわんばかりに、ここ数年間、監査制度の強化を、となえ続けてきている。
はたして、そうであろうか。

粉飾決算の

真犯人は

誰か？

不正経理、紛飾決算の責任者は誰であろうか。

いうまでもなく、それは取締役全体である。

例えば、過去に表面化した紛飾決算の事例をみても、山陽特殊鋼の「空売上」、サンウェイブの「押込み売上」、三共製菓の「引当金」による利益操作等、新聞紙上を賑わした全ての紛飾決算が、その後の捜査で、取締役会の指示のもとになされた事が明らかにされている。

又、新聞紙上になかった紛飾決算の例をみても、ある大手の繊維商社が、純毛の絨毯として棚卸

計上したものが、梱包を解いて見たら、全て化繊だったり。ある大手の機械メーカーが、仕掛品として、第一・第二・第三工場分として、それぞれ棚卸に計上したものが、実は同一製品をタライ廻しして監査の目をゴマ化したり等々、これらの全ては、取締役会の指示のもとに行なわれていた例等から見て、紛飾決算の真の犯人が取締役にあることは明白々々である。このような事実を目を伏せて、監査制度の強化を唱えることは、取締役会の責任回避を合法化し犯人蔵匿の罪のみを罰し、真の犯人を見逃がしているに等しいと言わざるをえない。

正に紛飾決算の張本人である取締役に対して、一罰百戒の厳しい刑事罰を処すべきである。

商法改正は

取締役会の

権限を不当に

拡張している

このように取締役の責任が何ら強化されておらず、取締役の「権限の強化」が太く貰われている。これらは、いずれも大企業の利益代表である経団連の強い主張によるものであって、今回の改正が全く大企業本位の更に取締役の便宜のためであることを強く示している。

止とは無縁である

商法改正による監査制度の「強化」のねらいは、証券市場を通じて大衆資本を必要とする大資本にとって、大衆の信頼をつなぎとめるため「監査という形式」が必要だということであって、特定引当金の自由化、継続性の原則の廃止等は取締役の決算操作範囲を拡大強化するものにはほかならない。

「商事基本法に外部監査人II会計士による監査を導入した」という形式的な監査制度の強化を名目として実質的には監査制度をゆるめ、紛飾決算の合法化部分を広げるものと言うことができる。

大企業は監査強化のお題目を唱えつつ、決算操作の合法化をかちとろうとしている。これが商法監査制度改悪の本質である。

改悪商法は粉飾決算防

商法改悪粉砕なくして

税理士法改正ありえず

税対委員長 境 一 燦

第七十一特別国会の幕開けと共に我々が強力に反対し続けている「商法の一部を改正する法律案」が一年、昨年と二度の上程阻止にもかかわらず、一部修正の上今国会に上程されることである。我々全青税は、この「法律案」を検討し、その改悪の意図する本質を明らかにすると共に、「商法改

上程を企て執拗にその実現を策している、その目的は一体何であるのか？ 彼等の言葉をかりるならば、大会社の紛飾決算の防止、倒産等の不祥事件を防止する社会的要請に基づきその改正が必要であるとしているが果たして彼等の言葉通りのものであろうか？ それについては、昨年十月全青税が「商法の一部を改正する法律案」に関する意見書を発表し、個々具体的に見解を明らかにし彼等の欺瞞を明解に論破し広く世に問うたのであるが私は、税理士制度との関わりにおいて「商法改悪案」の意図するものが何であるか十二分に認識しこれに対処すべきであると強く訴えたい。

すなわち、この改悪案は「監査」と「税務代理」の本質の異なる事を故意に見逃がし両者を混同して税務代理を制度の中核とする税理士制度を崩壊へと導くことを積極的に意図しているものである。

この事は昨年大蔵省証券局が、「会計士が会計業務以外（税理士業務）の業務を継続的に行ない報酬を得てもそれは利害関係業務に該当しない」との意見を表明しており、又、宮坂会計士協会会長の年頭所感にもこのことを明確にするため積極的に運動すべきで

三たび戦わん！ H・O

切り放し論は反古

前法務大臣の前尾氏が、豊かな政治経験と学識から商法問題を分析し、昨年の3月16日の記者会見で「商法改正は財界の要望する緊急改正事項と監査制度を切り放して行なうべきであり、一括上程は困難である」との談話を発表して前国会への上程を断念したのは記憶に新しい。

それが、一年も経たない今日このごろ全く同じような法案を提出

しようとしているのだから呆れてしまう。

中小企業イジメの悪代官

中小会社の企業経営は、パパ・ママ・ストアに代表されるように、家族を中心としたものが多い。税務に精通した業務監査権を

自由な企業経営に大きなブレーキをかけ、その上監視ミスには無限責任を負わせようとするのは、中小企業の実体を全く無視した机上

大会社の男芸者か！

JICPA 47・7号によると証取監査以外の監査については、税理士業務を監査人が同時にやってよいことになったと報じており、公認会計士協会では、監査人として欠くことのできない第三者性の確保より、営業権としての税理士業務への拡大にナリフリ構わぬ執着ぶりである。

自己の職域拡大のために、国民のための監査を忘却しているママは、自由職業人としての良心はどこへ行ってしまったのだろうかと疑いたくなる。

継続性の原則を骨抜きにするという会計理論の後退にも専門家集団として一言の発言もなく、職域拡大、拡大で夜も日も明けず奔走している。

「三共」や「日ギヤ」の例に見る如く、現行法でも、紛飾決算の発見ができたではないか。事前監査を必要とするならば、証取法をどのように改正すれば済

あると述べていることから明らかである、さらに彼等の主張する①監査の一元化は税務監査にも結びつけ税務調査の省略、②連結財務諸表の法定化の主張は連結申告納税制度の導入、等、正に税理士制度を崩壊へ導く火ぶたである。

かかる「商法改悪」を我々は黙視し得ないことは当然であり、全税理士が一致団結し中小企業者、その他良識ある人々と共に断固粉砕しなければならぬと同時に商法改悪反対運動に勝利し得ずして税理士法改正の実現はあり得ないことを銘記しなければならない。

むことではないか。われわれは、このように公明正大な法案を通すことは日本の公明正大ならぬと考えている。 武臣堂 いざ戦わん！ 必要

全国青年税理士連盟

東京本部 東京都豊島区長崎1-12-12 電話 3541-4031

大阪本部 大阪府東淀川区東中津1-1-1 電話 06(950)1711

名古屋本部 名古屋市中区栄1-1-1 電話 222-1111

福岡本部 福岡市東区東区1-1-1 電話 092-231-1111

札幌本部 札幌市中央区南一条西1-1-1 電話 011-241-1111

仙台本部 仙台市青葉区中央1-1-1 電話 022-231-1111

青森本部 青森市中央1-1-1 電話 017-231-1111

盛岡本部 盛岡市中央1-1-1 電話 019-231-1111

秋田本部 秋田市中央1-1-1 電話 018-231-1111

山形本部 山形市中央1-1-1 電話 015-231-1111

岩手本部 岩手市中央1-1-1 電話 019-231-1111

宮城本部 仙台市青葉区中央1-1-1 電話 022-231-1111

山梨本部 山梨市中央1-1-1 電話 019-231-1111

長野本部 長野市中央1-1-1 電話 026-231-1111

新潟本部 新潟市中央1-1-1 電話 015-231-1111

富山本部 富山市中央1-1-1 電話 076-231-1111

石川本部 石川市中央1-1-1 電話 077-231-1111

福井本部 福井市中央1-1-1 電話 077-231-1111

滋賀本部 滋賀市中央1-1-1 電話 077-231-1111

岐阜本部 岐阜市中央1-1-1 電話 058-231-1111

愛知本部 名古屋市中央1-1-1 電話 052-231-1111

三重本部 津市中央1-1-1 電話 059-231-1111

奈良本部 奈良市中央1-1-1 電話 074-231-1111

和歌山本部 和歌山市中央1-1-1 電話 073-231-1111

徳島本部 徳島市中央1-1-1 電話 087-231-1111

香川本部 高松市中央1-1-1 電話 087-231-1111

愛媛本部 松山市中央1-1-1 電話 089-231-1111

高松本部 高松市中央1-1-1 電話 087-231-1111

高知本部 高知市中央1-1-1 電話 098-231-1111

山形本部 山形市中央1-1-1 電話 015-231-1111

秋田本部 秋田市中央1-1-1 電話 018-231-1111

岩手本部 岩手市中央1-1-1 電話 019-231-1111

宮城本部 仙台市青葉区中央1-1-1 電話 022-231-1111

山梨本部 山梨市中央1-1-1 電話 019-231-1111

長野本部 長野市中央1-1-1 電話 026-231-1111

新潟本部 新潟市中央1-1-1 電話 015-231-1111

富山本部 富山市中央1-1-1 電話 076-231-1111

石川本部 石川市中央1-1-1 電話 077-231-1111

福井本部 福井市中央1-1-1 電話 077-231-1111

滋賀本部 滋賀市中央1-1-1 電話 077-231-1111

岐阜本部 岐阜市中央1-1-1 電話 058-231-1111

愛知本部 名古屋市中央1-1-1 電話 052-231-1111

三重本部 津市中央1-1-1 電話 059-231-1111

奈良本部 奈良市中央1-1-1 電話 074-231-1111

和歌山本部 和歌山市中央1-1-1 電話 073-231-1111

徳島本部 徳島市中央1-1-1 電話 087-231-1111

香川本部 高松市中央1-1-1 電話 087-231-1111

愛媛本部 松山市中央1-1-1 電話 089-231-1111

高松本部 高松市中央1-1-1 電話 087-231-1111

高知本部 高知市中央1-1-1 電話 098-231-1111